

第3章

計画の内容

第3章 計画の内容

1 計画の体系

柱	施策の方向	具体的施策
I ジェンダー平等が浸透した社会の実現		
1	ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進	(1)性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 (2)ジェンダー平等の啓発を進める市民団体等への活動支援 (3)ジェンダー平等に関する国際理解の推進 (4)多様な性のあり方への理解の促進
2	男性にとってのジェンダー平等の推進	(1)ジェンダー平等に関する男性の理解促進 (2)男性の家庭生活や地域活動への参画促進
3	子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進	(1)ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進 (2)ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進 (3)子どもの心と体、デートDVIに関する理解の推進
II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大		
1	企業における方針決定過程への女性の参画拡大	(1)企業における女性の参画拡大についての意識改革
2	地域における方針決定過程への女性の参画拡大	(1)地域における女性参画状況の把握と女性リーダー育成の推進
3	市における方針決定過程への女性の参画拡大	(1)市の附属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大 (2)市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進
4	政治分野への女性の参画拡大	(1)政治に関心を持つ人材の育成
III 女性が多様に活躍できる経済社会の実現【女性活躍推進計画】		
1	女性の就業・起業支援	(1)女性が働くことに関する相談機能の充実 (2)女性の就業支援 (3)女性の起業支援
2	女性が働き続けることができる環境づくり支援	(1)企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組支援 (2)女性のキャリア継続・向上支援
3	女性の再就職支援	(1)女性が再び働くことに関する支援の充実
IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【女性活躍推進計画】		
1	男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現	(1)企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (2)市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 (3)地域活動やボランティア活動への参画促進
2	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実	(1)子育て環境の整備、充実 (2)ひとり親家庭への支援 (3)高齢者・障害者等の支援やサービスの充実
V 安心して健康に暮らせる社会の実現		
1	DVの防止及び被害者の支援【DV対策基本計画】	(1)DVを許さない意識の醸成 (2)DV被害相談体制の充実 (3)DV被害者保護体制の充実 (4)DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底
2	ハラスメント及び性犯罪等の防止	(1)ハラスメント等の防止に向けた啓発・相談の実施 (2)性犯罪等防止に向けた啓発・相談の実施
3	生涯を通じた女性のヘルスケア	(1)若い世代における性に関する理解・尊重 (2)妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実 (3)生涯を通じた女性の健康の保持・増進
4	困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援【困難女性支援計画】	(1)困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築 (2)困難を抱えた女性等の住居・居場所の確保 (3)困難を抱えた女性等への自立支援・経済的支援 (4)困難を抱えた女性等を支援する人材の育成 (5)地域・関係団体との連携・支援
5	防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進

2 計画の柱

柱Ⅰ ジェンダー平等が浸透した社会の実現

施策の方向	1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進 2 男性にとってのジェンダー平等の推進 3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進
-------	---

ジェンダー平等の実現には、男女がお互いを尊重し、価値観や違いを認め合うとともに、自らの意思に基づき、社会のあらゆる分野でともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていく必要があります。

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担を前提とした「昭和モデル」の職業観・家庭観は、全ての人々が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍する「令和モデル」へと変化しています。令和4(2022)年に実施した市民意識調査においても、性別による固定的役割分担意識に否定的な人の割合が、約8割になりました。

しかしながら、「社会全体における男女平等達成感」については、依然として男性優遇と考える人の割合が7割を超えている現状を踏まえ、ジェンダー平等を実感できるよう、様々な工夫をしながら啓発に取り組みます。

また、次世代を担う子どもたちがジェンダー平等を理解し、思いやりの心と自立するための力を育みながら、ジェンダー平等意識を身につけた大人に成長していく必要があります。教育委員会等と連携しながら、子どもの頃からのジェンダー平等意識の醸成に一層取り組みます。

さらに、ジェンダー平等社会を実現するためには、市民や団体等との協働が不可欠です。今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組みます。

職場、地域、家庭などあらゆる場においてジェンダー平等の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指し、男女共同参画センター・ムーブを拠点施設としてその機能充実に努めます。

国内におけるジェンダー平等の取組は、国際社会の取組と密接に関連しています。市民の理解を深めるため、北九州市や日本の状況に加え、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

施策の方向1 ジェンダー平等社会の実現に向けた理解の促進

性別による固定的役割分担意識にとらわれず、その個性や能力を十分発揮できる、ジェンダー平等が実現された社会、地域づくりに向けて、さらなる理解を促進するため、情報提供や啓発に取り組み、社会全体での意識や行動の変革を進めます。また、ジェンダー平等を進める市民の活動等への支援など、市民と協力しながら取り組みます。

<具体的施策>

(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

No.	取組内容	局名
11101	地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、地域団体やNPO等による啓発事業を実施します。	総務市民局
11102	あらゆる分野においてジェンダー平等意識が浸透し、実感できる社会を目指して、ジェンダー平等に関する講座を実施します。	総務市民局
11103	地域等におけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、市民センターの講座で、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。	総務市民局
11104	家庭などにおけるジェンダー平等意識の浸透を目指して、「家庭教育講座」において、ジェンダー平等に関する講座等を実施します。	総務市民局
11105	市民がジェンダー平等に関する問題を含めた人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行います。	教育委員会
11106	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向け、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を「北九州 ESD 協議会」を中心に、市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	環境局
11107	男女共同参画センターにおいて、情報誌やホームページなどでジェンダー平等に関する様々な情報を発信します。	総務市民局
11108	本市におけるジェンダー平等や女性活躍に関する市民の意識や課題等を把握するため、調査を実施します。	総務市民局
11109	第5次基本計画に掲げる施策の実施状況を把握するため、報告書を作成します。	総務市民局

<具体的施策>

(2) ジェンダー平等の啓発を進める市民団体等への活動支援

No.	取組内容	局名
11201	「男女共同参画フォーラムin北九州」等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	総務市民局
11202	地域でジェンダー平等に関する取組を行う NPO などの団体と協力し、地域における「広報啓発事業」を実施します。	総務市民局

11203	男女共同参画センターにおいて、市民が企画するジェンダー平等に関する意識を高めるための活動を支援します。	総務市民局
11204	ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。	総務市民局

<具体的施策>

(3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進

No.	取組内容	局名
11301	ジェンダー平等社会の実現に資する、「(公財)アジア女性交流・研究フォーラム」の活動を支援します。【再掲】	総務市民局

<具体的施策>

(4) 多様な性のあり方への理解の促進

No.	取組内容	局名
【新規】 11401	様々な人権課題のひとつとして、人権啓発事業の中で、多様な性のあり方への理解促進に関する広報・啓発に取り組みます。	保健福祉局

施策の方向2 男性にとってのジェンダー平等の推進

ジェンダー平等社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で性別に関わりなく能力を発揮し、活躍できる社会です。ジェンダー平等は、男女が社会の対等な構成員として、お互いを認め合い、協同して様々な役割を担い、女性だけではなく男性も多様なライフスタイルを選択でき、男性自身のライフイベントや課題にも対応しながら、安心して暮らすことができる、男性にとっても暮らしやすい社会を目指すものです。

女性の社会進出が進む一方、依然として家事・育児や介護などのアンペイドワーク(無償労働)を主に女性が担っている現状をふまえ、「男性は仕事」という大黒柱バイアスにとらわれることなく、男性も主体性をもって、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動にも参画できるよう啓発や支援が必要です。また、企業・団体等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、男性が家庭生活に参画しやすくなるよう働きかけていきます。

<具体的施策>

(1) ジェンダー平等に関する男性の理解促進

No.	取組内容	局名
12101	働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を派遣します。	総務市民局

12102	男女共同参画センターにおいて、男性にとってのジェンダー平等の意義を啓発するため、講演会などを実施します。	総務市民局
12103	男女共同参画センターにおいて、男性の生き方や家族、仕事についての悩みなどに対し、男性のための電話相談を実施します。	総務市民局

<具体的施策>

(2) 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

No.	取組内容	局名
12201	性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに、男性が主体性をもって家事や介護に参画できるよう、男性を対象とした講座を開催します。	総務市民局
12202	父親や祖父母が子育てに関する基本的な知識を取得できる講座を開催します。	子ども家庭局
12203	出産・育児を妊婦とそのパートナーが協力して取り組めるよう、「両親学級」「オンラインウェルカムベビー教室」を実施します。	子ども家庭局
12204	市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	総務市民局
12205	「家庭教育講座」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	総務市民局

施策の方向3 子どもの頃からのジェンダー平等の理解の促進

未来を担う子どもたちがジェンダー平等への理解を深めることは、将来に向けた、社会全体におけるジェンダー平等社会の実現につながります。

子どもの頃から、性別に関わらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとられないジェンダー平等意識を育む学校教育が必要です。

教育分野におけるジェンダー平等は進んでいますが、理工系学生に占める女性の割合が低い等、進路選択における性別の偏りが見られ、子ども自身や周囲のアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）が将来の職業選択にも影響を与えています。

性別にかかわらず、社会の様々な分野への関心を促し、子ども自身の希望を尊重した多様な進路選択やキャリア形成につながる教育、進路指導を行っていきます。また、SNS等のネット上での関わりからデートDVにつながる危険があることなどについても啓発に取り組みます。

<具体的施策>

(1) ジェンダー平等の視点に立った学校教育の推進

No.	取組内容	局名
13101	若い世代が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるようジェンダー平等の視点に立った学校教育を推進します。	教育委員会
13102	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能力を発揮していけるよう、小・中学生向けの人権教育教材集・副読本を各学校に配布し、活用を図ります。	総務市民局 教育委員会

<具体的施策>

(2) ジェンダー平等の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進

No.	取組内容	局名
13201	女性の理工系分野への関心を高めるため、小・中・高校生などへ啓発事業を行う大学等と連携を図ります。	総務市民局
13202	市内の大学生等を対象に、性別にかかわらずキャリア形成について考えるきっかけとなる出前講座を実施します。	総務市民局
13203	早い段階から職業観を醸成し、各自に合った職業選択へと導くため、キャリア教育イベントの開催や、就職を考える高校生向けの情報発信等を行います。	産業経済局
13204	性別にとらわれない職業意識を醸成するため、中学校で「職場体験」学習などを実施します。	教育委員会
13205	キャリア形成につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	総務市民局

<具体的施策>

(3) 子どもの心と体、デートDVに関する理解の推進

No.	取組内容	局名
13301	デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室(出前講座)を実施します。	総務市民局
13302	児童生徒がSNSやオンラインゲーム等インターネットを通じた様々なトラブルに巻き込まれることを予防するため、啓発等に取り組めます。	子ども家庭局 教育委員会

13303	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。	子ども家庭局 保健福祉局 教育委員会
13304	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けてジェンダー平等の理解を促進します。	教育委員会

柱Ⅱ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向	1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大 2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大 3 市における方針決定過程への女性の参画拡大 4 政治分野への女性の参画拡大
-------	---

職場、地域、家庭など社会のあらゆる分野の方針決定過程への女性の参画が拡大することは、女性の活躍を推進し、社会を活性化させるだけでなく、男女が対等な立場で、個性や能力を発揮するジェンダー平等社会の形成のために重要です。

市の審議会等の女性委員比率の50%維持、市役所の女性管理職比率の増加などの状況は改善傾向にあるものの、企業、地域など様々な分野における方針決定過程への女性の参画はいまだ十分とは言えない状況です。

企業においては、女性の参画拡大による事業への好影響はもとより、女性活躍への取組が企業価値を測る視点となるなど、さらなる意識改革と積極的な取組が求められています。

地域等においては、女性が中心となって活動している例もあり、各種団体の会長・副会長などの職に就いている女性役員の状況や活動内容をロールモデルとして情報発信するなど、女性の参画についての理解を深めるための働きかけを行います。

ジェンダー平等と持続可能な社会を実現していくため、あらゆる分野において将来指導的な地位へ成長していく層の育成や取組を進めていきます。

施策の方向1 企業における方針決定過程への女性の参画拡大

企業の方針決定過程に女性が参画することは、企業内の人材が多様化し、新しい視点が加わることで企業の生産性や業績の向上につながります。

内閣府の調査研究では、機関投資家は女性管理職比率などの様々な女性活躍情報を投資判断に活用していると報告されるなど、女性活躍の取組は重要性を増しています。企業の女性の参画拡大や女性活躍の取組の必要性について理解を深めるとともに、方針決定過程への女性の参画や女性活躍の状況を把握し、女性リーダーの育成や活躍の実践を後押しする機運の醸成や環境づくりを促します。

<具体的施策>

(1) 企業における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	局名
21101	企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	総務市民局

21102	働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。【再掲】	総務市民局
21103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。	総務市民局
21104	働く女性に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。	総務市民局 産業経済局

施策の方向2 地域における方針決定過程への女性の参画拡大

少子高齢化に伴い、地域活動の担い手が不足することが予測され、地域コミュニティにおける共助、子育てや高齢者の見守り、災害対応等の機能低下などの恐れがあります。

地域における方針決定過程への女性の参画拡大は、担い手不足の解消とともに、異なる視点で新たな提案が生まれることが期待できます。

地域団体等の方針決定過程への女性の参画の状況を把握し、様々な機会を通じて、女性の参画拡大の効果や取組事例の紹介、広報・啓発活動を行い、女性リーダーの育成、活躍を後押しするような機運の醸成や環境づくりにつなげます。

<具体的施策>

(1) 地域における女性参画状況の把握と女性リーダー育成の推進

No.	取組内容	局名
22101	自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報・啓発を実施します。	総務市民局
22102	政策・方針決定過程の女性の参画状況などジェンダー平等に関する情報をホームページなどで発信します。	総務市民局
22103	国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し、地域で活躍する女性リーダーの情報を発信します。	総務市民局
22104	生涯学習総合センター等において地域における女性リーダーを育成するための研修を実施します。	総務市民局
22105	男女共同参画社会の形成のための取組を実施している「北九州市女性団体連絡会議」の活動を支援します。	総務市民局

22106	市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの人材育成を支援します。	総務市民局
-------	---	-------

施策の方向3 市における方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して取り組むことが求められます。

市の政策は、市民生活に直接関係、影響するものであり、その政策提言や方針決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されることが重要です。

市役所組織や市の附属機関等への女性の参画拡大とともに、附属機関等の長における女性の割合拡充につながるよう働きかけを行います。

<具体的施策>

(1) 市の附属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大

No.	取組内容	局名
23101	市の附属機関や市政運営上の会合における女性委員の登用を引き続き推進し、女性委員参画率5割を維持します。	総務市民局
23102	市の附属機関や市政運営上の会合における会長、委員長の女性比率を把握するとともに情報を発信します。	総務市民局

<具体的施策>

(2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進

No.	取組内容	局名
23201	「北九州市職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラム」に基づき、女性職員のキャリア形成支援や職員全体のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。	総務市民局
23202	部下のキャリア形成とワーク・ライフ・バランスの実現を応援する組織風土を醸成するため、「イクボス」の取組を推進します。	総務市民局
23203	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、人材の発掘と育成を行います。	教育委員会
23204	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、働きやすい職場環境を推進します。	教育委員会

施策の方向4 政治分野への女性の参画拡大

平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されましたが、政治分野における女性参画の遅れが、「ジェンダー・ギャップ指数」で日本が低位にとどまる大きな要因となっています。

北九州市においても、政治に多様な意見を反映させる観点から、政治分野への女性の参画を推進するため、法に基づき、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備を進めるとともに、子どもから大人まで市民の政治への関心を高め、政治に参加する人材を育成する取組を進めます。

<具体的施策>

(1) 政治に関心を持つ人材の育成

No.	取組内容	局名
【新規】 24101	子どもから、政治を正しく理解し、政治に関心を持つよう、学校教育において主権者教育を実施します。	教育委員会
【新規】 24102	女性の政治分野への参画を促す講座等の開催や情報発信を行います。	総務市民局
【新規】 24103	政治を身近に感じ、将来の投票参加を促すため、小・中・高校生等を対象とした出前授業や模擬投票を実施します。	行政委員会 事務局

柱Ⅲ 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

【女性活躍推進法推進計画】

施策の方向	1 女性の就業・起業支援 2 女性が働き続けることができる環境づくり支援 3 女性の再就職支援
-------	---

就業は生活の基盤であり、自立や自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人・挑戦する意欲ある人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化の点からも、大変重要です。

職業観・家庭観が大きく変化する中、結婚、出産、就職等の場面において女性の人生の選択肢は増えています。女性が結婚によって経済的に安定した生活を保障されていた時代が終わり、人生100年時代を迎えるにあたり、男女ともに若いうちから人生100年時代を意識し、経済的に自立し、自己実現を目指すことが重要です。

こうした状況を背景に、令和4(2022)年の市民意識調査では、「女性がずっと職業を持っている方がよい」との回答が初めて過半数を超えるなど、女性が職業を持つこと、また、男女かわらず、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が求められています。

一方、令和4年の就業構造基本調査によると、北九州市の25～44歳の女性の就業率は79.8%と、全国平均81.1%より低く、20政令市中13位、また、女性の非正規雇用の割合は55.7%と政令市で3番目に高い状況です。少子高齢化が進行し、人口減少が続くなか、労働力人口減少による経済活動の低迷は大きな課題です。

そのため、女性が安心してフレキシブルに働き続けることができる環境整備、意識改革、働き方改革に、官民一体となって、危機感を持って取り組む必要があります。

人生において様々な選択を迫られる女性が、どのような選択をしても、ライフステージに応じて希望する職業を持ち、経済的に自立し、自己実現が可能となるよう、女性の就業・起業の促進、就業継続・キャリア形成のための環境づくり、育児や介護等で離職した女性の再就職の後押し等に取り組みます。

企業においても、多様かつ柔軟な雇用・就業形態へのニーズに対応することは、女性を含めた多様な人材活用が可能となり、人材の確保や職場の活性化等につながります。

施策の方向1 女性の就業・起業支援

働くことを希望する女性が、その能力を十分に発揮して、いきいきと働くことや、自らの夢に挑戦することができるよう、女性の就業や起業等を支援します。

令和6(2024)年度に、女性の就業をワンストップで応援する「ウーマンワークカフェ北九

州」を、総務市民局から産業経済局へ移管しました。企業とのネットワークや就業のノウハウを有する産業経済局において、就業や起業の支援に力を入れていくとともに、相談対応や幅広い情報の提供など、雇用施策全体の中で切れ目なく女性の就業に関するきめ細かい支援を行います。

また、子育てや家事との両立、結婚や出産による離職、夫の転勤による転職などにより、就業の意欲はあるものの行動を起こせていない女性や、漠然とした不安を抱える女性への支援を行い、就業につなげます。

<具体的施策>

(1) 女性が働くことに関する相談機能の充実

No.	取組内容	局名
31101	「ウーマンワークカフェ北九州」等で、女性の就業に関する相談を実施します。	産業経済局
31102	「若者ワークプラザ北九州」で、若者等の就業に関する相談や職業紹介等を実施します。	産業経済局
31103	「男女共同参画センター」で、性別による差別的な取扱いなどに関する相談に対応します。	総務市民局
31104	国や県の労働関係機関等と連携し、労働に関する相談やセミナー等を実施します。	総務市民局 産業経済局

<具体的施策>

(2) 女性の就業支援

No.	取組内容	局名
31201	「ウーマンワークカフェ北九州」に入居する国・県と連携し、女性の復職意欲の向上や就業を支援します。	産業経済局
31202	「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。	総務市民局
31203	保育士資格取得予定者等を対象に保育士等就職支援事業を実施します。	子ども家庭局
【新規】 31204	多子世帯の子育てを支援するため、第2子以降の保育料の無償化を実施します。	子ども家庭局

<具体的施策>

(3) 女性の起業支援

No.	取組内容	局名
31301	女性の多様な働き方を支援するため、起業に関する相談やセミナーを、起業前から起業間もない時期にある女性を対象に開催します。	産業経済局
31302	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業から事業拡大までの一貫したきめ細かな支援を実施します。	産業経済局
31303	新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催します。	産業経済局
31304	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業時や起業間もない方の事業展開に必要な資金の融資を実施します。	産業経済局
31305	商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料又は改装費の一部を補助します。	産業経済局
31306	農林水産業分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。	産業経済局

施策の方向2 女性が働き続けることができる環境づくり支援

北九州市の女性の年齢階級別有業率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。また、女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳をピークに低下する「L字カーブ」を描いており、キャリアの中断と非正規雇用化の実態を示しています。

北九州市における女性の就業率や正規雇用割合は、全国や政令市の平均値と比較すると低い状況です。今後、ますます少子高齢化や人口減少が続くなか、労働力を確保することは喫緊の課題です。

女性が様々なライフイベントにおいて自身のキャリアを選択する際、希望に応じて働き続け、キャリアを継続又は向上させるためには、企業が率先して、女性をはじめすべての従業員が安心して働き、復職できる環境を整備するとともに、働き方改革に早急に着手することが求められます。

市は、企業に対し、テレワークなど多様な働き方が出来る職場づくりについて、企業向けの意識啓発や情報提供を行うとともに、女性のキャリア継続やキャリアアップへの支援に取り組みます。さらに、女性活躍に取り組む企業等を評価する取組や、企業等と連携し職場で活躍する女性のネットワーク形成やロールモデルなどの情報発信などを行い、官民一体となって女性活躍を推進します。

<具体的施策>

(1) 企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組支援

No.	取組内容	局名
32101	企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。 【再掲】	総務市民局
32102	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。【再掲】	総務市民局
32103	企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。	総務市民局
32104	働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。【再掲】	総務市民局
32105	ダイバーシティに取り組んでいる企業の実務担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有等を行います。	総務市民局
32106	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。	技術監理局
32107	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	技術監理局
【新規】 32108	市が発注する設計業務委託において、優れた技術等で貢献した女性技術者等を表彰します。	技術監理局
【新規】 32109	優秀な若者や女性等の人材確保に取り組む中小企業に対し、従業員の働きやすさを向上させる先進的な職場環境改善を行う費用の一部を助成します。	産業経済局
【新規】 32110	女性や高齢者、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりに向けて、DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）を推進します。	産業経済局

<具体的施策>

(2) 女性のキャリア継続・向上支援

No.	取組内容	局名
32201	働く女性に対して、スキルアップやネットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。【再掲】	総務市民局 産業経済局

施策の方向3 女性の再就職支援

結婚や出産・育児等で一旦離職した女性が再び職業を持つことは、女性の経済的自立や自己実現、キャリア形成につながるとともに、企業の人材確保の観点からも有益なことです。

一方、再就職を希望する女性の中には、仕事を辞める前のキャリアやスキル、経験を有しているものの、「離職期間が長く、自信を持ってない」「家事や育児などとの両立ができるか」などの不安を理由に就職活動に踏み切れない人がいることから、そうした不安に寄り添い、伴走して就業につなげる再就職支援に取り組めます。

<具体的施策>

(1) 女性が再び働くことに関する支援の充実

No.	取組内容	局名
33101	「ウーマンワークカフェ北九州」に入居する国・県と連携し、女性の復職意欲の向上や再就職を支援します。【再掲】	産業経済局
33102	「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。【再掲】	総務市民局
33103	働く意欲と行動を喚起するため、未就業女性を対象として、ミニセミナー等を行います。	産業経済局
【新規】 33104	未就業女性の就職を促進するため、女性と企業の交流会を開催します。	産業経済局
33105	就業支援施設において再就職を支援するとともに、ITなどの成長分野や、人手不足業種への就職を促進するためリスキリングを実施します。	産業経済局
33106	保育士等の資格を持っているが保育士の職についていない人を対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。	子ども家庭局

柱Ⅳ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【女性活躍推進法推進計画】

施策の方向

- 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

人口減少と少子高齢化が同時進行し、価値観やライフスタイルが多様化する中で、誰もが仕事上の責任を果たしながら、ライフステージに応じて、子育て、介護、地域活動、自己啓発などの様々な選択ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが求められます。

しかし、令和4（2022）年の市民意識調査では、「仕事と家庭生活をともに優先」することを希望する割合が最も高かった一方で、現実では「仕事を優先」している割合が最も高い結果となっており、希望と現実の乖離が見られます。

ワーク・ライフ・バランスは、ジェンダー平等社会の実現や本市の成長力を高め、将来にわたり持続可能な社会の実現の前提となるものです。働く人、企業、家庭、地域などで構成される「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に関係機関が連携しながら取組を進めていくことが大切です。

企業においては、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、企業の従業員満足度を高め、優秀な人材の確保につながるものであり、多様で柔軟な働き方の導入や、男性の育児休業の取得促進など様々な取組が求められます。

また、「職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司（イクボス）」の存在も重要です。「北九州イクボス同盟」の輪を広げるとともに、取組の質を向上することで、より多くの企業での働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進することを支援します。

あわせて、「ライフ」を支える子育てや介護等の施策を、「元気発進！子どもプラン」や「しあわせ長寿プラン」などの各分野別計画に基づき実施します。

施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには企業等の理解と協力が不可欠です。

長時間労働の削減、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の導入、男性の育児休業の取得促進など、企業の意識・働き方改革が進むよう、意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度の周知などに取り組めます。

また、働く人自身が働き方と同時にライフスタイルを見直し、男女がともに協力しながら家庭での責任を果たすきっかけとなる、出前セミナー等を実施します。

<具体的施策>

(1) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組内容	局名
41101	企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。 【再掲】	総務市民局
41102	企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。 【再掲】	総務市民局
41103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。【再掲】	総務市民局
41104	働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。【再掲】	総務市民局
41105	企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間（11月）を中心に啓発事業を行います。	総務市民局
41106	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を民間企業等で実施します。	総務市民局
41107	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	産業経済局
41108	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。【再掲】	技術監理局
41109	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っている場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。【再掲】	技術監理局
【新規】 41110	企業に対し、働き方改革推進に関する国や県の取組について周知・広報を行います。	産業経済局

<具体的施策>

(2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組内容	局名
41201	「北九州市 DX 推進計画」に基づき、働きがいのある働きやすい職場の実現に向けた「働き方改革」を推進します。	デジタル市役所推進室
41202	管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	総務市民局
41203	男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	総務市民局
41204	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	総務市民局
41205	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所で実施します。	総務市民局

<具体的施策>

(3) 地域活動やボランティア活動への参画促進

No.	取組内容	局名
41301	市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	総務市民局
41302	NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	総務市民局
41303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢追塾」を開催します。	保健福祉局
41304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりのため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	保健福祉局
41305	ボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	保健福祉局

41306	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	保健福祉局
-------	--	-------

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現には、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実を図る必要があります。

これまでも子育て環境の整備に取り組んできましたが、今後も引き続き、保育の需要と多様なニーズの把握に努めるとともに、病児・病後児保育、延長保育などを含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実など、きめ細かな子育て支援策に取り組めます。また、介護者の負担を軽減するため、介護に関する情報提供や相談対応を行います。

さらに、企業等の事業者に対しても、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解促進を進めていきます。

<具体的施策>

(1) 子育て環境の整備、充実

No.	取組内容	局名
42101	保護者の就労形態の多様化や冠婚葬祭等の理由による一時的な保育等に対応するため、延長保育、夜間保育及び休日保育等の特別保育事業を実施します。	子ども家庭局
42102	児童の病気による保護者の保育ニーズに対応するため、病児保育を実施します。	子ども家庭局
42103	保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や運営内容の充実を図ります。	子ども家庭局
42104	仕事の都合や子どもの軽い病気のときに、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施します。	子ども家庭局
42105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	子ども家庭局
42106	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、関係機関と緊密に連携し、それぞれの相談内容に応じた包括的・継続的支援を行います。	子ども家庭局

42107	子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	子ども家庭局
42108	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	子ども家庭局
【新規】 42109	市営住宅の入居者募集において、子育て世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	都市整備局

<具体的施策>

(2) ひとり親家庭への支援

No.	取組内容	局名
42201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	子ども家庭局
42202	ひとり親家庭の親が就職し自立するため、就職に有利な資格取得や教育訓練のために支給する「高等職業訓練促進給付金」「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。	子ども家庭局
42203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	子ども家庭局
42204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	子ども家庭局
42205	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	都市整備局
【新規】 42206	ひとり親家庭等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。	都市整備局

<具体的施策>

(3) 高齢者・障害のある人等の支援やサービスの充実

No.	取組内容	局名
42301	認知症に対する理解を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を実施します。	保健福祉局

42302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	保健福祉局
42303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	保健福祉局
42304	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	保健福祉局
42305	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等で相談や情報提供を行います。	保健福祉局
42306	地域包括支援センターを中心に官民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族にとってより身近な総合相談体制を構築します。	保健福祉局
42307	「高年齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畑」が連携し、中高年齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	産業経済局
42308	「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者に臨時的・短期的な就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進します。	産業経済局
42309	「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	保健福祉局

柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 DVの防止及び被害者の支援 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止 3 生涯を通じた女性のヘルスケア 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 5 防災における男女共同参画の推進
-------	---

ジェンダー平等社会を実現するためには、性別にかかわらず一人の人間として尊重され、安心して暮らせる社会であることが前提となります。

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、早急に対応すべき重要な課題です。

これらの被害者は、多くの場合女性であり、生活困窮や家族関係破綻等の問題と複合して、複雑化、多様化した困難な問題を抱える女性への支援が必要となっています。

市民一人ひとりに人権尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるため、広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援など様々な支援を行います。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、理解しあい、尊重しあうことが重要です。特に女性は、生理や妊娠・出産、更年期障害など、女性特有の健康上の課題があり、女性のヘルスケアに関する取り組みが必要です。企業においても、「健康経営」の視点から従業員全体のヘルスケアに取り組む必要があります。

施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

【第4次北九州市DV対策基本計画】

DVは、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。DVの未然防止、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止の広報・啓発を行うとともに、相談窓口の周知徹底を行います。

配偶者暴力相談支援センターや各区役所の子ども家庭・相談コーナーなど、DV相談に係る関係機関が緊密に連携して相談対応、保護、自立支援に取り組み、被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行います。

また、SNS等のネットの普及による子どもの性被害やデートDVを予防するため、学生など若年層を対象とした予防啓発を推進します。

<具体的施策>

(1) DVを許さない意識の醸成

No.	取組内容	局名
51101	DVやデートDVに関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	総務市民局
51102	デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室(出前講座)を実施します。【再掲】	総務市民局
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)に合わせ、期間中に様々な啓発活動を実施します。	総務市民局
51104	市政だより、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の人権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	市長公室
51105	幼児から高校生に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、発達段階に応じた人権教育を推進します。	教育委員会
51106	保育所の職員、学校の教職員等に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、人権研修を実施します。	子ども家庭局 教育委員会
51107	教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めます。	教育委員会

<具体的施策>

(2) DV被害相談体制の充実

No.	取組内容	局名
51201	「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員(スーパーバイザー)を配置します。	子ども家庭局
51202	各区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	子ども家庭局
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につながります。	保健福祉局 子ども家庭局

51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	保健福祉局
51205	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行うほか、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	政策局
51206	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区役所子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。	総務市民局 子ども家庭局
51207	「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センター」、各区役所子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	総務市民局 子ども家庭局
【新規】 51208	社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる、既存の制度の対象となりにくい様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。	保健福祉局

<具体的施策>

(3) DV被害者保護体制の充実

No.	取組内容	局名
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	子ども家庭局
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	子ども家庭局
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	子ども家庭局
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	子ども家庭局
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	子ども家庭局

<具体的施策>

(4) DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底

No.	取組内容	局名
51401	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。【再掲】	子ども家庭局
51402	同伴する子どもがいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	子ども家庭局
51403	DV被害者に対して、市営住宅の入居申し込みに際して、優先入居の取扱いを行います。	都市整備局
【新規】 51404	DV被害者等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。	都市整備局
51405	DV被害者に対して児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	子ども家庭局 保健福祉局
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	総務市民局 保健福祉局 財政・変革局 都市整備局 行政委員会 事務局
51407	DV被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手続きを行う窓口等において、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	総務市民局 子ども家庭局
51408	DV被害者が同伴する子どもが接見禁止命令の対象となった場合、学校、保育所、警察等の関係機関と連携を図り、適切な対応をします。	子ども家庭局
51409	関係機関の連携を図るため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関係する情報共有や意見交換を行います。	総務市民局

51410	DV被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	子ども家庭局
51411	DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	子ども家庭局

施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

男女を問わず誰もが安心して生活するためには、あらゆる性の人権が尊重された社会の実現が必要です。日常生活を過ごす上で、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性犯罪等の心配のない暮らしが、安心な生活の大前提となります。

職場等におけるハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や情報提供を行うとともに、性犯罪等を防止するための広報啓発や相談窓口の周知を行います。

<具体的施策>

(1) ハラスメント等の防止に向けた啓発・相談の実施

No.	取組内容	局名
52101	市民のセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等ハラスメントの防止に向け、「男女共同参画センター」において、啓発冊子の配布や出前講座、啓発DVDの貸し出しを実施します。	総務市民局
52102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	総務市民局
52103	企業等の経営者や管理職に対し、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	総務市民局
52104	「男女共同参画センター」において、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を含めた人権侵害に対する相談を実施します。	総務市民局
52105	市役所におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」等を周知徹底し、各職場での職員研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止要綱」等に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	総務市民局
52106	教育現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	教育委員会

<具体的施策>

(2) 性犯罪等防止に向けた啓発・相談の実施

No.	取組内容	局名
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、市民の防犯知識の啓発を図ります。	総務市民局
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族の相談に対応します。	総務市民局
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図ります。	総務市民局

施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア支援

男女がともに身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重しながら思いやりを持って生きることは、ジェンダー平等社会の前提となるものです。

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは大変重要で、若年層に対して、いのちの大切さなどの知識を身につけられるよう教育・啓発に積極的に取り組みます。

また、健康経営の観点から、企業等における従業員のヘルスケアへの配慮、また女性特有の健康課題への理解や支援は女性活躍を進めるうえでも大変重要です。

女性が安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりや子宮頸がん検診・乳がん検診等の各種検診、生活習慣病の発症予防など、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

<具体的施策>

(1) 若い世代における性に関する理解・尊重

No.	取組内容	局名
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。【再掲】	子ども家庭局 保健福祉局 教育委員会
53102	学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会等を開催します。	教育委員会
53103	HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レッドリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓発を行います。	保健福祉局

<具体的施策>

(2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	取組内容	局名
53201	妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。また、育児等に不安を抱える子育て家庭等を支援するため、子育て世帯訪問支援事業を実施します。	子ども家庭局
53202	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。	子ども家庭局
53203	出産・育児、子どもの成長発達について、「妊産婦・乳幼児なんでも相談」等で個別相談や保健指導を実施します。	子ども家庭局
53204	乳幼児の食事や栄養について、「親子ですすめる食育教室」等で情報提供や相談を実施します。	子ども家庭局
53205	産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問時などに産後うつ質問票を実施します。	子ども家庭局
53206	妊婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の健診機会を提供します。	保健福祉局 子ども家庭局
53207	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	保健福祉局
53208	不妊や不育症に悩む夫婦に対して、不妊に関する専門相談及び不育症検査費・治療費の助成を実施します。	子ども家庭局
53209	母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	保健福祉局

<具体的施策>

(3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No.	取組内容	局名
【新規】 53301	市役所で女性のヘルスケアに関する理解促進を図るため、管理職等に意識啓発セミナー等を実施します。	総務市民局
【新規】 53302	市内事業所に対し、企業における「健康経営」の理解促進を図るため、女性のヘルスケアの情報提供やセミナー案内を行います。	総務市民局
53303	「男女共同参画センター」において、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ講座など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	総務市民局

53304	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	保健福祉局
53305	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	保健福祉局
53306	健康・体力づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体操教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	都市ブランド創造局
【新規】 53307	女性ホルモンの減少や生活習慣が関係し、自覚症状がなく進行する、骨粗しょう症の早期発見・早期治療のため、骨粗しょう症検診の受診を促進します。	保健福祉局

施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援**【困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】**

様々な理由で困難を抱える女性等は、複合的な事情により困難な状況に置かれている場合が多く、それぞれの実情に応じたきめ細かな対応が求められます。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき体制を整備し、困難を抱えた女性等の支援を行います。

また、性的少数者などについて市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

<具体的施策>

(1) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築

No.	取組内容	局名
【新規】 54101	困難を抱えた女性等の支援について関係機関にて情報共有、協議を行う「支援調整会議」を設置します。	総務市民局
54102	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。【再掲】	子ども家庭局
【新規】 54103	社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる、既存の制度の対象となりにくい様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。【再掲】	保健福祉局
【新規】 54104	困難を抱えた女性の安全確保のため、適切な保護を実施し、必要に応じて警察への情報提供、医療機関や関係機関等への同行支援を行います。	子ども家庭局
【新規】 54105	困難を抱えた母子に対しても、必要に応じて自立支援のための施設において保護し、ケアを行う。	子ども家庭局
【新規】 54106	困難を抱えた女性に対し、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	子ども家庭局
54107	高齢者の相談に対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	保健福祉局
54108	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。	子ども家庭局

54109	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣を行います。	政策局
54110	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につながります。【再掲】	保健福祉局 子ども家庭局
54111	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、安心感の向上を図ります。	消防局
【新規】 54112	「北九州市パートナーシップ宣誓制度」を運用し、性的マイノリティの自分らしい生き方を後押しします。	保健福祉局

<具体的施策>

(2) 困難を抱えた女性等の住居・居場所の確保

No.	取組内容	局名
【新規】 54201	困難を抱えた女性の安全確保のため、適切な保護を実施し、必要に応じて警察への情報提供、医療機関や関係機関等への同行支援を行います。【再掲】	子ども家庭局
【新規】 54202	行き場のない困難を抱えた女性の居場所を確保し、自立までの支援を行います。	子ども家庭局
54203	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。【再掲】	都市整備局
【新規】 54204	ひとり親家庭等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。【再掲】	都市整備局

<具体的施策>

(3) 困難を抱えた女性等への自立支援・経済的支援

No.	取組内容	局名
【新規】 54301	困難を抱えた女性に対し、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。【再掲】	子ども家庭局

54302	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。【再掲】	子ども家庭局
-------	---	--------

<具体的施策>

(4) 困難を抱えた女性等を支援する人材の育成

No.	取組内容	局名
54401	各区役所子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員、配偶者暴力相談支援センター職員、男女共同参画センター相談員のスキル向上のため、研修を実施します。	子ども家庭局
54402	緊急一時保護施設の職員に対して、支援に必要な情報提供や理解促進のための研修を行います。	子ども家庭局

<具体的施策>

(5) 地域・関係団体との連携・支援

No.	取組内容	局名
【新規】 54501	公共サービスだけでは対応困難な様々なニーズに対応するため、NPO 団体等の民間団体の役割が重要となっていることから、官民・民間同士の連携・協働を進めます。	保健福祉局
54502	DV シェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。【再掲】	子ども家庭局
54503	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につながります。【再掲】	保健福祉局 子ども家庭局
54504	警察、弁護士会等の関係機関と効果的な支援に関する情報共有を行います。	総務市民局
54505	同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	子ども家庭局
54506	県や女性相談支援センターと連携を図ります。	子ども家庭局
54507	経済的困窮等で困っている母子世帯が、安心して生活し自立できるよう、母子生活支援生活支援施設を運営します。	子ども家庭局

施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

避難所での生活をはじめとして、災害時の対応については、様々な場面で、男女のニーズの違いがあり、男女双方の視点に配慮して取り組む必要があります。日頃から女性がまちづくりに参画し、運営に深くかかわり、意見を反映させることで、より多様な視点を取り入れ、より良い防災体制の整備を進めます。

<具体的施策>

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進

No.	取組内容	局名
55101	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大に努めます。	危機管理室
55102	自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	消防局
55103	安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図ります。	危機管理室
55104	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	危機管理室 子ども家庭局
55105	大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	総務市民局